号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、 大気汚染防止法 (昭和四十三年法律第九十七号) 第二条第十二項の規定に基づき、この政令を制

定する。

大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の三中「吹付け石綿」を「次に掲げる建築材料」に改め、 同条に次の各号を加える。

吹付け石綿

石綿を含有する断熱材、 保温材及び耐火被覆材(前号に掲げるものを除く。)

第三条の四各号を次のように改める。

特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業

特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業

附 則

施行期日)

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の大気汚染防止法施行令第三条の四各号に掲げる作業の

うち、この政令による改正前の大気汚染防止法施行令第三条の四各号に掲げられていないものが行われて

いる場合における当該作業については、大気汚染防止法第十八条の十七及び第十八条の十八の規定は、適

用しない。

石綿が使用されている建築物の解体作業等による石綿粉じんの飛散を防止する措置を拡充・強化するため、

当該措置の対象となる建築材料及び作業の範囲を拡大する必要があるからである。